

新過疎法案の概要について

過疎地域自立促進特別措置法（現行過疎法）が、令和 3 年 3 月末で期限切れとなることに伴い検討されている新過疎法の概要について、島根県から下記のとおり情報提供がありましたので報告します。

1 出雲市の状況

出雲市は、新過疎法においても、現状どおり旧多伎町、旧佐田町が「一部過疎」の対象地域として指定となる見込み。

2 見直しの概要

① 過疎の人口要件

人口減少の基準年を昭和 5 0 年とする。

ただし、基準年の見直しに伴う激変緩和措置として、現行過疎法の過疎地域に限り、基準年を昭和 3 5 年とする。これにより、旧多伎町は一部過疎対象地域として継続となる見込み。

② 一部過疎

新過疎法においても、「一部過疎」を設ける。

現行過疎法では、財政力指数が『市町村平均（0. 5 1）以下』を、新過疎法では『市平均（0. 6 4）以下』に変更。

③ みなし過疎

「みなし過疎」は設けないことを基本とする。

ただし、現行過疎法で「全部過疎」または「みなし過疎」は、みなし過疎の要件を満たせば、新法においても、みなし過疎を適用。（新過疎法制定後は、市町村合併があっても、新たなみなし過疎は設けない。）

3 島根県内の状況（県試算による県内指定見込み）

自治体名	現行過疎法	新過疎法
出雲市	一部過疎（旧多伎町、旧佐田町）	一部過疎（旧多伎町、旧佐田町）
松江市	一部過疎（旧美保関町）	一部過疎（旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町）
浜田市	全部過疎	みなし過疎
益田市	みなし過疎	全部過疎
安来市	みなし過疎	みなし過疎

※他の市町村は、現行過疎法と変更なし（「全部過疎」で継続）

《過疎法》

議員立法で、ハード、ソフト両面の人口減少対策に充当でき、国が実質 7 割を負担する「過疎債」の根拠になっている。人口減少率や財政力指数などの要件を満たす市町村を国が「過疎地域」に指定する。